

A Study on Assets Retirement Obligation of Electric Power Companies

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2016-09-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 劉, 博 メールアドレス: 所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/345

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



電力会社の資産除去債務の会計に関する一考察

劉 博

要 旨

2010年4月、資産除去債務の会計基準の適用が開始後、原子力発電施設の廃炉解体費用の積立不足の問題が浮上してきた。本研究は、資産除去債務会計基準の適用要件と電気事業会計規則等の改正内容を確認したうえで、電力会社における資産除去債務会計の適用前後の財務諸表の変化をふまえ、廃炉解体費用の計上の実態と問題点について考察する。

キーワード：電力会社，資産除去債務，廃炉解体費用

目 次

1. はじめに
2. 研究対象と手法
 - 2.1 研究対象企業
 - 2.2 研究手法
3. 先行研究
4. 日本の資産除去債務会計基準
 - 4.1 『資産除去債務に関する会計基準』制定の背景と経緯
 - 4.2 『資産除去債務に関する会計基準』の概要
 - 4.3 資産除去債務の会計処理
5. 電力会社における資産除去債務の計上の実態
 - 5.1 『資産除去債務の会計基準』適用前
 - 5.2 『資産除去債務の会計基準』適用後
 - 5.3 電気事業会計規則等の改正
6. おわりに

1. はじめに

米国では、1990年代に原子力発電施設閉鎖時の資産の解体・撤去および汚染除去コストの会計処理に関する議論が行われた^①ことがきっかけに、2001年6月に米国財務会計基準審議会（以下、FASBとする）が財務会計基準書第143号（以下、FAS143とする）『資産除去債務に関する会計処理』を公表した。

日本では、企業会計基準委員会（以下、ASBJ とする）が有形固定資産の除去に関わる将来の費用を財務諸表上反映させることが、投資情報として有用である⁽²⁾と判断し、2008年3月に企業会計基準第18号『資産除去債務に関する会計基準』（以下、資産除去債務会計基準とする）を公表した。

資産除去債務とは、「有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令または契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるもの」⁽³⁾をいう。

基準では、資産除去債務に対応する除去費用について、資産除去債務を負債として計上した時に、当該負債の計上額と同額を、関連する有形固定資産の帳簿価額に加えると規定されている。資産計上された資産除去債務に対応する除去費用は、減価償却を通じて、当該有形固定資産の残存耐用年数にわたり、各期に費用配分することとなる⁽⁴⁾。

日本において1989年から、電力会社が原子力発電施設の解体費用は、「原子力発電施設解体引当金」として計上してきた⁽⁵⁾。電力会社は、資産除去債務会計基準の公表を受け、2011年度より企業会計基準適用指針第21号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（以下、適用指針とする）8項を適用し、原子力発電施設解体費の総見積額の現在価値相当額を資産除去債務として計上している⁽⁶⁾。

2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震による地震動と津波の影響により、東京電力株式会社（以下、東京電力とする）の福島第一原子力発電所（以下、福島第一原発とする）では原子炉破損・放射線物質放出の事故が発生した。その後、福島第一原発1～4号機の廃止が決定され、関連する解体費の総見積額と計上済の累計額との差額は、災害特別損失として計上された。これにより、東京電力における解体引当金の積立不足の課題が顕在化したのである。

2013年10月1日、経済産業省は、原子力発電所が想定より早期に運転終了となる場合において、巨額の費用を一括計上することにより、円滑かつ安全な廃止措置に支障が生じることから、「電気事業会計規則」および「原子力発電施設解体引当金に関する省令」を改正した⁽⁷⁾。

改正では、廃炉の原因如何にかかわらず運転終了後も廃止措置中の原子力発電施設は電気事業の一環として減価償却を継続すること、原子力発電施設の稼働状況にかかわらず解体引当期間を従前の40年から50年に延長すること、解体引当金の計上方法は従前の生産高比例法から定額法に変更すること、が規定されたのである。

本研究は、原子力発電施設の廃炉解体費用の積立不足の問題が浮上するなか、資産除去債務会計基準の適用要件と電気事業会計規則等の改正内容を確認したうえで、電力会社における資産除去債務会計の適用前後の財務諸表の変化をふまえ、廃炉解体費用の計上の実態と問題点について考察する。

2. 研究対象と手法

2.1 研究対象企業

電気事業は、「電気事業法」（経済産業省，最終改正：2014年6月18日）第2条第1項第9号に基づき，一般電気事業，卸電気事業，特定電気事業および特定規模電気事業の4種類に分類されている。

一般電気事業は，一般（不特定多数）の需要に応じ，発電，送電，配電を一貫して行う事業のことをいい，北海道電力，東北電力，東京電力，中部電力，北陸電力，関西電力，中国電力，四国電力，九州電力，沖縄電力の10電力会社が一般電気事業者に該当する。

本研究の研究対象は，10電力会社のうち事業規模トップ3社の東京電力，関西電力および中部電力とする。

2.2 研究手法

まず，資産除去債務会計基準の適用要件および電気事業の関連法令について確認する。

次に，事業規模トップ3電力会社における資産除去債務会計の適用前後の計上実態を分析する。

続けて，「電気事業会計規則」および「原子力発電施設解体引当金に関する省令」の改正内容をふまえ，電力会社の原子力発電施設の廃炉解体費用の問題点について考察する。

使用する主なデータは，主に東京電力，関西電力，中部電力の「有価証券報告書」2008～2012年度版において公表されたものである。

3. 先行研究

原子力発電施設の廃炉に関連する会計上の問題については，植田敦紀先生が「原子力発電施設の廃炉に関する会計——資産除去債務の会計を基礎として——」（『會計』森山書店，第185巻，第1号，2014年1月1日）において，「早期廃炉で一時に発生する損失を廃炉後10年間に分割して減価償却として計上し電気料金より回収するという会計処理の可能性が模索される。これは企業会計が規定する資産除去債務の枠外の事象ではあるが，企業会計は現実の環境問題・社会問題に対応する柔軟性を持ち，かつ現行の会計規則と整合性を保ちながらより実態に即した現実的な制度として展開していくべきである」⁽⁸⁾と考察されている。

本研究は，2010年4月資産除去債務の会計基準の適用が開始後，原子力発電施設の廃炉解体費用の積立不足の問題が浮上するなか，資産除去債務会計基準の適用要件と電気事業会計規則等

の改正内容を確認したうえで、電力会社における資産除去債務会計の適用前後の財務諸表の変化をふまえ、廃炉解体費用の計上の実態と問題点について考察したい。

4. 日本の資産除去債務会計基準

4.1 『資産除去債務に関する会計基準』制定の背景と経緯

1994年2月に、米国の民間電力会社の業界団体 Edison Electric Institute が原子炉廃棄および除去コストの会計処理を検討するよう FASB に要請⁽⁹⁾したことが契機に、有形固定資産の除去費用にかかわる本格的な検討が展開された。

1996年2月に、FASB より公開草案『長期性資産の閉鎖ないし除去に関わる特定の負債の会計処理』(Exposure Draft, Accounting for Certain Liabilities Related to Closure or Removal of Long-Lived Assets, FASB)、2000年2月には、改訂公開草案『長期性資産の除去に関わる債務の会計処理』(Exposure Draft (Revised), Accounting for Obligations Associated with the Retirement of Long-Lived Assets, FASB) が公表された。

1996年と2000年の2度の公開草案を経て、2001年8月に、最終基準書『資産除去債務に関する会計処理』(SFAS No. 143, Exposure Draft (Revised), Accounting for Assets Retirement Obligations, FASB) が制定されたのである。

SFAS No. 143 では、有形固定資産の解体・撤去・原状回復(資産除去)にかかわる支出が将来の資産除去時点であっても現在の債務として割引現在価値をもって負債計上すると同時にその同額を付随費用として当該資産の取得原価に加算する「資産負債の両建処理」が規定されている。資産除去にかかわる費用は、有形固定資産の使用期間に応じて各期に費用計上するとなる。

日本において、ASBJ は、有形固定資産の除去に関する将来負担を財務諸表に反映させることは投資情報として有用であると判断し、2006年3月より資産除去債務会計基準の検討を着手した⁽¹⁰⁾。2006年7月に ASBJ は、資産除去債務のワーキンググループを発足させ、2006年11月には資産除去債務専門委員会を設置した。

その後、ASBJ は、2007年5月に、『資産除去債務の会計処理に関する論点整理』を公表し、同年12月の企業会計基準公開草案第23号『資産除去債務に関する会計基準(案)』の公表を経て、2008年3月に企業会計基準第18号『資産除去債務に関する会計基準』を公表(2010年4月1日より適用開始)したのである。

4.2 『資産除去債務に関する会計基準』の概要

資産除去債務については、「有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、

当該有形固定資産の除去に関して法令または契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものをいう」⁽¹¹⁾と定義されている。ここでいう「通常の使用」とは、「有形固定資産を意図した目的のために正常に稼働させることをいい、有形固定資産を除去する義務が、不適切な操業等の異常な原因によって発生した場合には、資産除去債務として使用期間にわたって費用配分すべきものではなく、引当金の計上や「固定資産の減損に係る会計基準」の適用対象とすべきもの」⁽¹²⁾と考えられる。

資産除去債務に対応する除去費用は、「資産除去債務を負債として計上した時に、当該負債の計上額と同額を、関連する有形固定資産の帳簿価額に加える。資産計上された資産除去債務に対応する除去費用は、減価償却を通じて、当該有形固定資産の残存耐用年数にわたり、各期に費用配分する」⁽¹³⁾とされており、その算定については、「資産除去債務はそれが発生したときに、有形固定資産の除去に要する割引前の将来キャッシュフローを見積り、割引後の金額（割引価値）で算定する。」⁽¹⁴⁾と規定されている。

4.3 資産除去債務の会計処理

設例⁽¹⁵⁾【前提条件】

Y社は、20X1年4月1日に設備Aを取得し、使用を開始した。当該設備の取得原価は10,000、耐用年数は5年であり、Y社には当該設備を使用後に除去する法的義務がある。Y社が当該設備を除去するときの支出は1,000と見積られている。

20X6年3月31日に設備Aが除去された。当該設備の除去にかかわる支出は1,050であった。

資産除去債務は取得時にのみ発生するものとし、Y社は当該設備について残存価額0で定額法により減価償却を行っている。割引率は3.0%とする。Y社の決算日は3月31日であるものとする。

(1) 20X1年4月1日 設備Aの取得と関連する資産除去債務の計上

有形固定資産（設備A）	10,863	／	現金預金	10,000
			資産除去債務 ^{*1}	863

※1 将来キャッシュフロー見積額 $1,000 / (1.03)^5 = 863$

(2) 20X2年3月31日

① 時の経過による資産除去債務の増加

費用（利息費用）	26	／	資産除去債務 ^{*2}	26
----------	----	---	----------------------	----

※2 20X1年4月1日における資産除去債務 $863 \times 3.0\% = 26$

② 設備Aを資産計上した除去費用の減価償却

費用（減価償却費） ^{*3}	2,173	／	減価償却累計額	2,173
-------------------------	-------	---	---------	-------

※3 設備 A の減価償却 $10,000 \div 5 \text{ 年} + \text{除去費用資産計上額 } 863 \div 5 \text{ 年} = 2,173$

…… (時間の経過)

(3) 20X6 年 3 月 31 日

① 時の経過による資産除去債務の増加

費用 (利息費用)	29	／	資産除去債務 ^{※4}	29
-----------	----	---	----------------------	----

※4 20X5 年 3 月 31 日における資産除去債務 $(863 + 26 + 27 + 27 + 28) \times 3.0\% = 29$

② 設備 A を資産計上した除去費用の減価償却

費用 (減価償却費) ^{※5}	2,171	／	減価償却累計額	2,171
--------------------------	-------	---	---------	-------

※5 設備 A の減価償却 $10,000 \div 5 \text{ 年} + \text{除去費用資産計上額 } 863 - (863 \div 5 \text{ 年} \times 4) = 2,173$

③ 設備 A の除去及び資産除去債務の履行

減価償却累計額	10,863	／	有形固定資産 (設備 A)	10,863
資産除去債務	1,000		現金預金	1,050
費用 (履行差額)	50			

5. 電力会社における資産除去債務の計上の実態

5.1 『資産除去債務の会計基準』適用前

原子力発電は、「核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律」(以下、原子炉等規制法という)に基づき、原子炉設置電力会社が発電所の建設から廃止措置まで一貫して行うこととされている。

1987 年に、電気事業審議会料金制度部会から原子力発電施設の将来の解体処理に必要な費用は世代間で公平に負担すべきとし、必要資金を引当金として積み立てる方式が提言された。これを受けて電力各社は、1989 年より原子力発電施設解体引当金(原子力発電施設解体引当金に関する省令、最終改正：平成二五年九月三〇日経済産業省令第五二号)を計上してきた⁽¹⁶⁾。

原子力発電施設解体引当金は、原発の将来の解体に必要な費用を、運転開始から停止に至るまでの想定総発電電力量に対する実際の累積発電電力量に応じて積み立て、累積発電電力量が想定総発電電力量に達した時点で、所要の額が全額積み立てられる仕組みである。このようなバックエンド(後処理)の引当金は負債性引当金であり、貸借対照表上は固定負債、対応する各期の原子力発電施設解体費は、損益計算書上は営業費用(細目：原子力発電費)として扱われる⁽¹⁷⁾。

生産高比例法

$$\text{当年度の積立額} = \text{総見積額} \times \frac{\text{累積発電電力量}}{\text{想定総発電電力量}} - \text{前年度までの積立額}$$

出所：「原子力発電所の廃炉に係る料金・会計制度の検証結果と対応策」総合資源エネルギー調査会，2013年9月，6頁。

表1は，電力3社の2008～09年度における固定負債と原子力発電施設引当金の計上状況を示すものである。電力3社における原子力発電施設引当金対固定負債の割合は，それぞれ平均して東京電力が5.7%，関西電力が8.2%，中部電力が4.6%となっており，3社ともに逡増傾向にあったことがわかる。特に関西電力においては，その割合が高く，電源構成における原子力へ依存度の高さが浮き彫りになっているのである。

表1 電力3社の固定負債と原子力発電施設解体引当金

(2008～09年度，単位：百万円)

会社名	年度	固定負債	原子力発電施設解体引当金	割合
東京電力	2009	8,841,887	491,415	5.5%
	2010	8,549,809	510,010	5.9%
関西電力	2009	3,898,377	312,675	8.0%
	2010	3,872,912	326,670	8.4%
中部電力	2009	2,634,924	117,929	4.4%
	2010	2,480,835	119,858	4.8%

出所：電力3社の各年度有価証券報告の数値（単体）に基づき作成。

表2は，電力3社の2008～09年度における原子力発電費と原子力発電施設解体費の計上を示すものである。2008年度においては，電力3社の原子力発電施設解体費が原子力発電費に占める割合は，ほぼ同じく3.4～3.5%であったことがわかった。2009年度においては，中部電力の当該割合は前年度より約1%減少したが，それは前年度において浜岡1・2号機の運転を終了した⁽¹⁸⁾ことに伴い，解体引当金の対象となる有形固定資産の減少によるものであったと考えられる。

表2 電力3社の原子力発電費と原子力発電施設解体費

(2008～09年度，単位：百万円)

会社名	年度	原子力発電費	原子力発電施設解体費	割合
東京電力	2008	469,456	16,245	3.4%
	2009	492,318	18,594	3.7%
関西電力	2008	387,041	13,760	3.5%
	2019	374,412	13,995	3.7%
中部電力	2008	139,983	4,860	3.4%
	2009	132,167	3,408	2.5%

出所：電力3社の各年度有価証券報告の数値（単体）に基づき作成。

5.2 『資産除去債務の会計基準』適用後

2008年3月に企業会計基準第18号『資産除去債務に関する会計基準』の公表を受け、電力会社は2010年4月1日より資産除去債務の計上を開始した。例えば、東京電力は、有価証券報告書2009年度版において、資産除去債務の適用について「重要な会計方針」で以下のように開示した。

（原子力発電施設解体引当金）

翌事業年度から、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）が適用されることに伴い、原子力発電施設解体引当金の当事業年度末残高510,010百万円は、翌事業年度の期首に資産除去債務勘定の一部として引き継がれる。

表3は、資産除去債務の会計基準の適用後、電力3社の2010～12年度における固定負債と資産除去債務の計上状況を示すものである。適用前の2008～09年度と比較して、資産除去債務が固定負債に占める割合は、3社ともに2%弱の増加であったことがわかる。すなわち、資産除去債務に関する会計基準の適用に伴い、従来の原子力発電施設の解体費用の見積額を見直しが行われ、積立金額が調整されたことが考えられる。

表3 電力3社の固定負債と資産除去債務

（2010～2012年度，単位：百万円）

会社名	年度	固定負債	資産除去債務（原子力発電施設）	割合
東京電力	2010	11,088,715	785,007	7.0%
	2011	12,275,779	799,958	6.5%
	2012	11,694,707	823,046	7.0%
関西電力	2010	3,982,640	424,997	10%
	2011	4,527,502	434,661	9.6%
	2012	4,856,171	449,344	9.2%
中部電力	2010	2,526,913	218,601	8.6%
	2011	3,097,487	218,711	7.0%
	2012	3,368,267	220,768	6.5%

出所：電力3社の各年度有価証券報告の数値（単体）に基づき作成。

表4は、電力3社2010～12年度における原子力発電費と原子力発電施設解体費の計上状況を示すものである。2011～12年度においては、電力各社の原子力発電施設の稼働が停止され、これに伴い解体費用の積立が大幅に減少したことがわかった。特に、2011年3月11日東日本大震

災で被災した福島第一原発 1～4 号機は、その廃止が決定されたため、解体費の総見積額と計上済の累計額との差額については、災害特別損失に計上された。表 5 は、電力 3 社の原子力発電施設解体費用に関連する特別損失と当期純利益を示している。2010 年度は資産除去債務の会計基準の適用開始年度でもあったため、東京電力以外の 2 社においても、それぞれ多額の特別損失が膨らむこととなった。電力 3 社が資産除去債務関連で計上する特別損失は計 1,016 億円に上り、原子力発電施設の解体引当金の積立不足の課題が顕在化したのである。

表 4 電力 3 社の原子力発電費と原子力発電施設解体費

(2010～2012 年度, 単位: 百万円)

会社名	年度	原子力発電費	原子力発電施設解体費	割合
東京電力	2010	518,629	20,889	4.0%
	2011	428,745	6,957	1.6%
	2012	429,682	7,103	1.6%
関西電力	2010	386,529	12,225	3.1%
	2011	326,497	6,665	2.0%
	2012	270,775	7,863	2.9%
中部電力	2010	128,062	3,709	2.8%
	2011	100,931	804	0.7%
	2012	97,528	1,791	1.8%

出所：電力 3 社の各年度有価証券報告の数値（単体）に基づき作成。

表 5 電力 3 社の特別損失と当期純利益

(2010～2012 年度, 単位: 百万円)

会社名	年度	特別損失（原子力発電施設解体費用関連）	当期純利益
東京電力	2010	56,667	△1,258,552
	2011	—	△758,423
	2012	—	△694,380
関西電力	2010	36,296	103,330
	2011	—	△257,657
	2012	—	△272,938
中部電力	2010	8,647	75,847
	2011	—	△94,638
	2012	—	△35,311

出所：電力 3 社の各年度有価証券報告の数値（単体）に基づき作成。

5.3 電気事業会計規則等の改正

経済産業省では、原子力発電所が想定より早期に運転終了となる場合には、巨額の費用を一括計上することにより、円滑かつ安全な廃止措置に支障が生じることから、2013年6月から「廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループ」を立ち上げ、2013年10月1日に、「電気事業会計規則」および「原子力発電施設解体引当金に関する省令」の改正を公表した。

具体的には、(1)廃炉の原因如何にかかわらず運転終了後も廃止措置中の原子力発電施設は電気事業の一環としての事業として減価償却を継続すること、(2)原子力発電施設の稼働状況にかかわらず解体引当期間を従前の40年から50年に延長すること、(3)解体引当金の計上方法は従前の生産高比例法から定額法に変更すること、が規定されたのである。

すなわち、原子力施設の廃止資産について、その資産性に係らず、電気料金による回収を可能にするために減価償却の継続を、電気事業会計規則の改正で特別に規定されたのである。

特に、東京電力の福島第一原発の場合は、すでに解体引当期間の40年を過ぎているため、従前の引当期間の40年からさらに10年間延長することを「原子力発電施設解体引当金に関する省令」で改めて規定された。さらに、従前では生産高比例法に基づいて解体引当を進めてきたが、発電施設が稼働しなければ引当計上できないことから、改正では定額法によるものに変更されたのである。

6. おわりに

本研究は、資産除去債務会計基準の適用要件と電気事業会計規則の改正内容を確認したうえで、東京電力、関西電力および中部電力3社における資産除去債務会計基準の適用前後の財務諸表の変化をふまえ、原子力発電施設解体費用の計上の実態について考察してきた。

その結果、2010年4月資産除去債務の会計基準の適用後、電力3社の2010～12年度における固定負債と資産除去債務の計上は、適用前の2008～09年度と比較して、資産除去債務が固定負債に占める割合が、3社ともに2%弱の増加となったことがわかった。また、同年度において、電力3社がそれぞれ多額の特別損失が膨らみ、その原因は資産除去債務関連で計上する特別損失の計1,016億円であったことが浮き彫りになり、つまり、各社における原子力発電施設の解体引当金の積立不足の課題が顕在化したのである。

2013年に、経済産業省は、円滑かつ安全な廃止措置の実現のため、「電気事業会計規則」および「原子力発電施設解体引当金に関する省令」を改正し、原子力発電施設の運転終了後も廃止措置中の原子力発電施設は電気事業の一環としての事業として減価償却を継続できることを可能し

た。

しかし現在、電力各社の原子力施設の老朽化が進んでいる。2016 年になると、運転期間が 40 年を超える原発は、関西電力の美浜原発 1, 2 号機、九州電力の玄海 1 号機など 7 基が該当する。今後再稼働を希望する場合は、安全基準をクリアするためには多額の投資が必要になると考えられる⁽¹⁹⁾。費用対効果を考慮し廃炉が決定されると、解体費用の積立不足の問題が再び電力各社の財務悪化に発車をかけることとなる。

特に、東京電力の福島第 1 原発の事故に伴う廃炉作業は、要する時間が 30～40 年、廃炉など事故収束のために約 2 兆円の資金を確保する必要があると試算されている。電力各社においても、原子力発電施設の解体後に、使用済みの放射性廃棄物の処分費用などがさらに膨らむ恐れがある。

この点については、植田先生は、「原子力発電はエネルギー政策上、経済性、環境性において高く評価されてきたが、本稿で考察してきたように廃炉までをすべて一取引と考えると過大評価といえる」⁽²⁰⁾と考察されている。

現在、中国においては新しい原子力発電所が山東省で着工するなど、原子力発電が加速度に増加してきている。本研究は、中国における原子力発電施設が、地震などの自然災害に伴う事故等による早期廃止・解体に備え、それにかかわる諸費用の積立および会計処理がより早い段階で再検討される契機となれば幸いである。

《注》

- (1) 河野正男ほか編著『環境財務会計の国際的動向と展開』森山書店、2009 年 11 月 30 日、117 頁。
- (2) 企業会計基準第 18 号『資産除去債務に関する会計基準』企業会計基準委員会、2008 年 3 月 31 日、第 22 項。
- (3) 前掲基準、第 3 項。
- (4) 前掲基準、第 7 項。
- (5) 藤井 良宏編著『環境債務の実務 資産除去債務への対処法』中央経済社、2008 年 10 月 10 日、211 頁。
- (6) 東京電力株式会社『有価証券報告書 平成 22 年度（第 87 期）』、128 頁、「8. 原子力施設解体費の計上方法」より。
- (7) 経済産業省令第五十二号「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」、2013 年 9 月 30 日。
- (8) 植田敦紀著「原子力発電施設の廃炉に関する会計——資産除去債務の会計を基礎として——」『會計』森山書店、第 185 巻、第 1 号、2014 年 1 月 1 日、103 頁。
- (9) 河野正男ほか編著『環境財務会計の国際的動向と展開』森山書店、2009 年 11 月 30 日、117 頁。
- (10) 前掲書、141 頁。
- (11) 企業会計基準第 18 号『資産除去債務に関する会計基準』企業会計基準委員会、2008 年 3 月 31 日、第 3 項。
- (12) 前掲基準、第 26 項。
- (13) 前掲基準、第 6 項。
- (14) 前掲基準、第 6 項。

- (15) 企業会計基準適用指針第 21 号『資産除去債務に関する会計基準の適用指針』企業会計基準委員会, 2008 年 3 月 31 日, 9 頁。
- (16) 藤井良宏編著『環境債務の実務 資産除去債務への対処法』中央経済社, 2008 年 10 月 10 日, 211 頁。
- (17) 前掲書, 211 頁。
- (18) 中部電力株式会社「浜岡原子力発電所リプレース計画等について ― 1, 2 号機の運転終了および 6 号機の建設等について ―」プレスリリース, 2008 年 12 月 22 日。
- (19) 「原発の選別に備えた体制づくりを急げ」日本経済新聞 朝刊 2014/9/22 付。
- (20) 植田 敦紀著「原子力発電施設の廃炉に関する会計 ― 資産除去債務の会計を基礎として ―」『會計』森山書店, 第 185 巻, 第 1 号, 2014 年 1 月 1 日, 101 頁。

参考文献

- 磯貝明著「環境債務の実態と資産除去債務の認識」『人間と環境 2』人間環境大学, 2011 年 11 月 15 日。
- 植田敦紀「原子力発電施設の廃炉に関する会計 ― 資産除去債務の会計を基礎として ―」『會計』森山書店, 第 185 巻, 第 1 号, 2014 年 1 月 1 日。
- 河野正男ほか編著『環境財務会計の国際的動向と展開』森山書店, 2009 年 11 月 30 日
- 企業会計基準第 18 号『資産除去債務に関する会計基準』企業会計基準委員会, 2008 年 3 月 31 日。
- 企業会計基準適用指針第 21 号『資産除去債務に関する会計基準の適用指針』企業会計基準委員会, 2008 年 3 月 31 日。
- 総合資源エネルギー調査会「原子力発電所の廃炉に係る料金・会計制度の検証結果と対応策」平成 25 年 9 月。
- 東京電力株式会社『有価証券報告書』2008～2012 年度。
- 東京電力株式会社「福島第一原子力発電所 1～4 号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」2012 年 7 月 30 日改訂。
- 藤井良宏編著『環境債務の実務 資産除去債務への対処法』中央経済社, 2008 年 10 月 10 日。
- 三浦后美「東京電力㈱における信用力低下とその構造的危機」証券経済研究, 第 81 号, 2013 年 3 月。
- 箕輪徳二ほか編著『株式会社の財務・会計制度の新動向』泉文堂, 2011 年 5 月 25 日。

(提出日 2014 年 9 月 26 日)